

高知県バス事業振興費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）第2条及び高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県バス事業振興費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われるバス事業（以下「バス事業」という。）に与える影響を考慮し、営業用のバスの輸送費用の上昇の抑制及び輸送力の確保を図るため、予算の範囲内で補助金を関係団体に交付し、もって県民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、バス事業者によって構成される高知県の区域を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）とする。ただし、別表第1に掲げるものに該当する場合を除く。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助対象事業は、補助事業者が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) バス事業を営む者が行う旅客の安全の確保に関する事業
- (2) バス事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- (3) バス事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業
- (4) バス事業の適正化に関する事業
- (5) バス事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- (6) バス事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- (7) バス事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）
- (8) 全国を単位とする一般社団法人であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、バス事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの

2 補助対象経費は、前項各号に掲げる事業を実施するために必要な経費とする。

(補助の条件)

第5条 補助事業者は、補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

- 2 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。
- 4 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第1号から前号までの条件を付さなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第2に定めるところにより算定した額を限度として、知事が必要があると認める額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金等交付申請書を提出するに当たっては、補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の概算払の請求)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の全部又は一部について、概算払を受けようとするときは、別記第2号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(変更の申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の事業計画、資金計画又は経費の配分の変更をしようとするときは、事前に別記第3号様式による変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の各事業項目における事業費の20パーセントを超えない範囲の事業費の変更については、この限りでない。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、事業実施年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助事業等実績報告書の提出の時期までに、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 11 条 補助事業者は、補助金に係る会計と他の会計とを区分して、その収支実績を明確にした証拠書類を整備し、かつ、当該証拠書類及びこれに係る帳簿等を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。ただし、基金に係るものについては、基金の存続する限り保存しなければならない。

(基金の処分)

第 12 条 補助事業者は、第 4 条第 7 号の基金を処分しようとするときは、事前に知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 14 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 9 月 30 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた補助金の交付の申請は、第 7 条第 1 項の規定による申請とみなす。
- 3 この要綱に基づき交付された補助金について、第 10 条第 3 項、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定は、この要綱の効力を失ってもなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 6 日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 県税の滞納があるとき。

別表第2（第6条関係）

補助金の算式

$$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07 \text{ (徴税費率)})$$

A：当該年度の軽油引取税収入見込額

B：自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合

C：補助対象者の交付割合として、次の算式により算定した割合

$$\frac{e}{a + b + c + d}$$

a：営業用バスの標準軽油使用量 × 営業用バスの登録台数

b：営業用トラックの標準軽油使用量 × 営業用トラックの登録台数

c：自家用バスの標準軽油使用量 × 自家用バスの登録台数

d：自家用トラックの標準軽油使用量 × 自家用トラックの登録台数

e：営業用バスの標準軽油使用量 × 交付対象者に係る営業用バスの登録台数

D：調整値

（注）1 補助金の算式におけるDの調整値は、運輸事業の振興の助成に関する法律（同法第2条第2項）に基づき通知のあった数値（当該年度）を適用するものとし、知事は、当該調整値を補助事業者に通知する。

2 登録台数

補助金の算式における登録台数とは、軽油を使用する自動車の交付金算定年度の前年度の9月末日現在における登録台数とする。

なお、eの登録台数の数値は、当該交付対象者の交付申請時における会員が保有する営業用バスの登録台数を合計した数値とする。

別記
第1号様式（第7条関係）

平成 第 年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名
生 年 月 日

印

平成 年度高知県バス事業振興費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県バス事業振興費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、高知県バス事業振興費補助金の交付について、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

【添付書類】

- 1 事業計画書
- 2 資金計画書
- 3 補助金交付申請時における会員（地方公共団体である会員を除く。）が保有する営業用バスの登録台数に関する調書
- 4 県税の滞納がないことを証明する書類

第2号様式（第8条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円也

上記のとおり平成 年度高知県バス事業振興費補助金（交付決定通知番号第 号）
を概算交付されるよう高知県バス事業振興費補助金交付要綱第8条の規定により、請求し
ます。

記

補助金交付決定額	金	円
既 交 付 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円

平成 年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名
生 年 月 日

印

第3号様式（第9条関係）

平成 第 年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名
生 年 月 日

印

平成 年度高知県バス事業振興費補助金に関する事業の変更申請書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業の

（事業計画
資金計画
経費の配分）を下記のとおり変更したいので、高知県バス事業振興費補助金交付要綱第

9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容（事業計画及び資金計画書の新旧対照表によることとしてください。）

第4号様式（第10条関係）

平成 第 年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名
生 年 月 日

印

平成 年度高知県バス事業振興費補助金に関する事業実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業が完了しましたので、高知県バス事業振興費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

交 付 決 定 額	金	円
精 算 額	金	円
差 引 き 額	金	円
事業完了年月日	平成	年 月 日

【添付書類】

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書

第5号様式（第10条関係）

平成 第 年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名
生 年 月 日



平成 年度高知県バス事業振興費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業について、高知県バス事業振興費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (補助金交付決定額)	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b) - (a) 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。